公立大学法人埼玉県立大学図書管理規程

平成22年4月1日 規程第55号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学会計規則(平成22年規則第30号)第40条第2項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学における図書の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、埼玉県立大学情報センター(以下「情報センター」という。)が組織として管理 する図書の管理及び手続きに適用する。

(図書の範囲)

第3条 この規程における「図書」とは、印刷その他の方法により複製した文書若しくは図画又は電子的方法・磁気的方法その他人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能なもので、教育又は研究の用に供するもの(使用予定期間が1年未満のものを除く。)をいう。

(用語の定義)

- 第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 取得 購入、寄附、製本又は製作により図書を入手すること及び改良又は修繕により当該図書 の価値を増加させることをいう。
 - 二 受入 取得した図書をこの規程に基づき、情報センターが管理する資産として登録することを いう。
 - 三 図書台帳 情報センターの蔵書として登録する帳簿をいう。
 - 四 削除
 - 五 除却 帳簿に登録された図書の処分及びその記録を削除することをいう。

(図書管理責任者)

第5条 資産管理責任者は、図書の適正且つ効率的な管理に努めるとともに常に良好な状態を確保するため、図書管理責任者を置き、情報センター所長をもって充てる。

第2章 取得

(取得)

- 第6条 図書を取得した場合は、図書管理責任者は、速やかに受入手続きを行わなければならない。 (取得価額)
- 第7条 図書の取得価額は、次の各号に掲げる額とする。
 - 一 購入した図書 購入価額及び付随費用
 - 二 寄附により取得した図書 時価等を基準とした公正な評価額
 - 三 雑誌等を合冊製本して図書とする場合 原則として、当該雑誌の購入価額に合冊製本に要した 経費を加算した金額
 - 四 製作による場合 その製作に要した経費
 - 五 埼玉県から無償譲与として受け入れた図書 埼玉県が決定した価額 (寄附)
- 第8条 寄附により図書を受け入れる場合の取扱は、別に定める。

第3章 管理

(管理事務)

第9条 図書管理責任者は、図書の増減及び現在高を明らかにするために図書台帳を作成し、保管しなければならない。

(受入)

第10条 図書の受入れをするときは、図書台帳に登録するものとする。

(蔵書点検)

第11条 図書管理責任者は、情報センターの蔵書について現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否

を実地に確かめなければならない。

- 2 事業年度ごとの点検の対象については、あらかじめ蔵書点検計画を策定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、図書管理責任者が必要と認めたときは、随時蔵書点検を実施するものとする。
- 4 図書管理責任者は、蔵書点検の結果、帳簿と現品の照合に差異を認めた場合には、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発の防止に努めるものとする。

(研究室等備付図書)

第12条 削除

(報告)

第13条 図書管理責任者は、前2条の図書点検の結果、図書の重大な差異又は損耗等を認めたときは、理事長に報告しなければならない。

第4章 処分

(除却基準)

- 第14条 図書管理責任者は、資産として登録されている図書が次の各号のいずれかに該当する場合 は、除却をすることができる。
 - 一 汚損又は破損が著しく、修理不能の図書
 - 二 図書としての価値を失い、保存の必要のなくなった図書
 - 三 重複する資料で保存用以外の図書
 - 四 数量更正の対象となる資料
 - 五 貸出資料のうち、返却期日から2年以上経過し、返却されないとき。
 - 六 第11条に定める蔵書点検を行った結果、連続して2回所在不明であったとき。
 - 七 災害又は事故により滅した図書
 - 八 その他各号に準ずる図書で、図書管理責任者が除却することが適当と認めるもの (除却後の処理)
- 第15条 図書管理責任者は、前条第1号、第2号、第3号、第4号及び第8号の規定により除却を 決定した図書について、廃棄、譲渡又は売却のいずれかにより処分するものとする。

第5章 会計処理

(資本的支出と修繕費)

- 第16条 改良又は修繕に係る支出のうち、図書の価値又は能力を向上させるために要した支出は、 資本的支出とし、当該図書の取得原価に算入する。
- 2 図書の維持管理又は原状回復のための支出は、修繕費と処理する。
- 3 前2項の適用については、法人税法(昭和40年法律第34号)の定めに準拠するものとする。 (減価償却)
- 第17条 図書は使用中の減価償却は行わず、除却時に一括して償却費を計上するものとする。

第5章 その他

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、図書の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成23年3月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成25年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。